葬祭料（葬祭給付）

＜支給要件のポイント＞
　遺族が葬祭を行った場合又は社葬として亡くなった労働者の会社において葬祭を行った場合に一定額が支給されます。

＜支給内容＞
　① 315,000 円＋給付基礎日額の 30 日分
　② ①の額が給付基礎日額の 60 日分に満たない場合は給付基礎日額の 60 日分

＜請求方法＞
　直接、労働基準監督署へ請求書を提出

時効・・・被災者が亡くなられた日の翌日から２年

業務災害によって重い障害を負い長期にわたり介護を受けていた親族が、業務とは関係のない病気や事故によって亡くなった場合、何か補償を受けられるのでしょうか。

遺族（補償）給付が受けられない場合であって長期に被災者の介護を行うなど、一定の要件を満たすことで、長期家族介護者援護金を受けることができます。

長期家族介護者援護金

関連保険給付等：障害（補償）給付、傷病（補償）年金

＜支給要件のポイント＞
　一定の障害により、障害等級第１級の障害（補償）年金又は傷病等級第１級の傷病（補償）年金を 10 年以上受給していた方が、業務外の事由で死亡した等の一定の要件を満たすこと

＜支給内容＞
　100 万円（援護金の支給を受けることができる遺族が２人以上の場合は、100 万円をその数で除して得た額）がご遺族に支給されます。

＜請求方法＞
　申請書を労働基準監督署長を経由して、都道府県労働局長に提出

時効・・・被災者が亡くなられた日の翌日から２年

亡くなる前に治療や休業していた場合など、労災による保険給付を受けることができた方が、補償を受ける前に亡くなった場合、誰かが代わりに補償を受けることはできないのでしょうか。



保険給付を受ける権利を有する方が亡くなった場合において、その亡くなった方に
① 支給事由が生じた保険給付でまだ請求のないもの
② 請求はあったが、まだ支給決定がないもの
③ 支給決定があって、まだ支払われていないもの
がある場合は、その方の遺族で一定の要件を満たす場合に保険給付及び特別支給金を受けることができます。

未支給の保険給付・特別支給金

関連保険給付等：療養(補償)給付、休業(補償)給付
障害(補償)給付、傷病(補償)年金
遺族(補償)給付

＜請求できる遺族の範囲の原則＞
①と②の両方の要件を満たす場合に請求することができます。
① 亡くなった受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
② 受給権者の亡くなった当時、その方と生計を同じくしていたこと（必ずしも同居している必要はありません）

＜遺族（補償）年金の受給権者がなくなった場合＞
請求できる遺族・・亡くなった労働者の遺族たる配偶者・子・父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹であって、次順位の受給者である方（亡くなった受給権者の配偶者等ではありません）。

＜請求方法＞
直接、労働基準監督署へ請求書を提出

時効・・・それぞれの保険給付と同じ

遺族（補償）年金受給者や遺児が学校等に通っている場合、何らかの支援が受けられるのでしょうか。

一定の要件を満たす場合に、
① 労災就学援護費
② 労災就労保育援護費
により一定額の支給を定期的に受けることができます。

労災就学援護費

関連保険給付等：遺族(補償)給付、障害(補償)給付、傷病(補償)年金

＜支給要件のポイント＞
① 遺族（補償）年金受給権者
② 第１級～第３級の障害（補償）年金受給者
③ 傷病（補償）年金受給者（せき損等傷病の特に重篤と認められる者に限る。）
などで、学校教育法第１条の学校等に在学し、学資等の支弁が困難と認められる場合

＜支給内容＞
原則として、それぞれ以下の金額が支給されます。
○小　学　校：月額 12,000 円
○中　学　校：月額 16,000 円
○高等学校等：月額 18,000 円
○通信制大学：月額 30,000 円
○大　学　等：月額 39,000 円

＜請求方法＞
直接、労働基準監督署へ申請書を提出

労災就労保育援護費

関連保険給付等：遺族(補償)給付、障害(補償)給付、傷病(補償)年金

＜支給要件のポイント＞
① 遺族（補償）年金受給権者
② 第１級～第３級の障害（補償）年金受給者
③ 傷病（補償）年金受給者（せき損等傷病の特に重篤と認められる者に限る。）
などで、要保育児であり、かつ当該要保育児と生計を同じくしている者の就労のため保育所等に預けられている者等で、援護の必要があると認められる場合

＜支給内容＞
月額 12,000 円

＜請求方法＞
直接、労働基準監督署へ申請書を提出

Ⅲ 既に労災保険給付を受けている場合

いつまで通院できるのでしょうか。

療養（補償）給付は、傷病が治ゆ（症状固定）するまで受けることができます。
なお、療養開始後、１年６か月を経過しても治ゆ（症状固定）しておらず、障害の程度が重い場合には傷病（補償）年金を受けることができます。

傷病（補償）年金

関連保険給付等：介護(補償)給付、長期家族介護者援護金

＜支給要件のポイント・支給内容＞
傷病等級に応じて、傷病（補償）年金、傷病特別支給金及び傷病特別年金が支給されます。

傷病等級	傷病（補償）年金	傷病特別支給金（一時金）	傷病特別年金
第1級	給付基礎日額の313日分	114万円	算定基礎日額の313日分
第2級	〃 277日分	107万円	〃 277日分
第3級	〃 245日分	100万円	〃 245日分

＜留意点＞
請求によって支給されるものではなく、労働基準監督署長の職権によって決定されます。

完治していないのに、治ゆ（症状固定）と言われましたが、何らかの補償を受けることができますか。

労災保険では完治しておらず、傷病の状態が安定し、治療してもこれ以上改善しないものも治ゆ（症状固定）としています。治ゆ（症状固定）になった方は、以下のような支援を受けることができます。

① 治ゆした後に後遺障害が残った場合は、障害の程度に応じて障害（補償）給付を受けることができます。

② アフターケアにより特定の傷病について、１か月に１回程度の診察、保健指導、検査等一定の範囲内で必要な措置及びそれに要した通院費の支給を受けることができます。

障害（補償）給付

関連保険給付等：介護(補償)給付、長期家族介護者援護金、外科後処置アフターケア、義肢等補装具の費用の支給

＜支給要件のポイント・内容＞
　仕事中又は通勤による負傷や疾病が治ったとき、身体に一定の障害が残り、障害等級表に掲げる障害等級に該当するとき、その障害の程度に応じてそれぞれ以下のとおり支給されます。

<table>
<tr><th>障害等級</th><th colspan="2">障害（補償）給付</th><th colspan="2">障害特別支給金</th><th colspan="2">障害特別年金</th><th colspan="2">障害特別一時金</th></tr>
<tr><td>1級</td><td rowspan="7">年金</td><td>給付基礎日額の313日分</td><td rowspan="14">一時金</td><td>342万円</td><td rowspan="7">年金</td><td>算定基礎日額の313日分</td><td rowspan="7"></td><td rowspan="7"></td></tr>
<tr><td>2級</td><td>〃　277日分</td><td>320万円</td><td>〃　277日分</td></tr>
<tr><td>3級</td><td>〃　245日分</td><td>300万円</td><td>〃　245日分</td></tr>
<tr><td>4級</td><td>〃　213日分</td><td>264万円</td><td>〃　213日分</td></tr>
<tr><td>5級</td><td>〃　184日分</td><td>225万円</td><td>〃　184日分</td></tr>
<tr><td>6級</td><td>〃　156日分</td><td>192万円</td><td>〃　156日分</td></tr>
<tr><td>7級</td><td>〃　131日分</td><td>159万円</td><td>〃　131日分</td></tr>
<tr><td>8級</td><td rowspan="7">一時金</td><td>〃　503日分</td><td>65万円</td><td rowspan="7"></td><td rowspan="7">一時金</td><td>算定基礎日額の503日分</td></tr>
<tr><td>9級</td><td>〃　391日分</td><td>50万円</td><td>〃　391日分</td></tr>
<tr><td>10級</td><td>〃　302日分</td><td>39万円</td><td>〃　302日分</td></tr>
<tr><td>11級</td><td>〃　223日分</td><td>29万円</td><td>〃　223日分</td></tr>
<tr><td>12級</td><td>〃　156日分</td><td>20万円</td><td>〃　156日分</td></tr>
<tr><td>13級</td><td>〃　101日分</td><td>14万円</td><td>〃　101日分</td></tr>
<tr><td>14級</td><td>〃　56日分</td><td>8万円</td><td>〃　56日分</td></tr>
</table>

＜請求方法＞
　直接、労働基準監督署へ請求書を提出

時効・・・傷病が治ゆした日の翌日から５年

アフターケア（アフターケア通院費）

関連保険給付等：障害(補償)給付

＜支給要件のポイント＞
　傷病が治ゆ（症状固定）した後においても、後遺症状に動揺を来したり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがある場合

＜支給内容＞
　保健上の措置として、対象となる傷病（20 傷病）について、1 か月に 1 度程度の診察、保健指導等を一定の範囲内で受けることができます。また、それに要した通院費の支給を受けることができます。

＜請求方法＞
　アフターケアそのものについての申請は不要（ご不明な点は労働基準監督署にご相談ください）
　通院費については、申請書を都道府県労働局長へ提出

重い後遺障害により、今後家族や介護サービスなどから介護を受けることになる場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。

介護（補償）給付として一定額の範囲内の給付を受けることができます。

介護（補償）給付

関連保険給付等：障害(補償)給付、傷病(補償)年金

＜支給要件のポイント＞
①～④のすべての要件を満たす必要があります。
① 障害（補償）年金又は傷病（補償）年金の第1級又は第２級で高次脳機能障害、身体性機能障害などの障害を残し、常時あるいは随時介護を要する状態にある方
② 民間の有料介護サービスなど、親族、友人、知人から、現に介護を受けていること
③ 病院又は診療所に入院していないこと
④ 老人保健施設などに入所していないこと

＜支給内容＞
支給額は常時介護、随時介護で、以下のとおり分かれております。
○常時介護：月額 56,790 円～ 104,730 円
○随時介護：月額 28,400 円～　52,370 円

＜請求方法＞
直接、労働基準監督署へ請求書を提出

時効・・・介護を受けた月の翌月の１日から２年

いったん治ゆ（症状固定）した後、再び症状が悪化した場合、何らかの補償が受けられるのでしょうか。

いったん治ゆ（症状固定）の状態となった傷病であっても、以下の３つの要件をいずれも満たす場合には「再発」として、再び補償を受けることができます。
① それが業務以外の原因によるものでないと認められること
② 治ゆ時の状態からみて明らかに症状が悪化したこと
③ 療養によってその症状が改善される見込みがあること

後遺障害が残り、今後車いすや義肢などの補装具が必要となった場合、どのような支援が受けられるのでしょうか。

義肢等の補装具の購入や修理にかかった費用の支給を受けることができます。
また、一定の要件を満たす場合には、要した旅費の支給を受けることができます。

義肢等補装具の費用の支給

関連保険給付等：障害(補償)給付

＜支給要件のポイント＞
障害（補償）給付の支給を受けているか、受けると見込まれる方のうち、一定の要件を満たす場合

＜支給内容＞
購入（修理）に要した費用が基準額の範囲内で支給されます。また、一定の要件を満たす場合は、旅費の支給を受けることができます。
なお、義肢等補装具の販売（修理）を行った業者に、国から支給される金銭の受領を委任することにより、当該業者へ国から購入（修理）に要した費用（基準に定める範囲内の金額に限ります）が支払われることとなり、申請者が費用を支払う必要はありません。
加えて、一定の要件を満たせば、基準に定める価格との差額を申請者が負担し、基準額を超える義肢等補装具を購入（修理）することもできます。

＜請求方法＞
事前に都道府県労働局長へ申請書を提出

後遺障害の軽減や義肢等の補装具の装着等に係る処置のための手術や診療（「外科後処置」といいます。）をすることになった場合、どのような支援が受けられるのでしょうか。

外科後処置を無償で受けることができます。
また、それに要した旅費の支給を受けることができます。

外科後処置

関連保険給付等：障害(補償)給付

＜支給要件のポイント＞
障害（補償）給付の支給を受けた場合

＜支給内容＞
労災病院又は指定された病院において、義肢装着のための再手術、醜状の軽減等、傷病治ゆ（症状固定）後に行う処置・診療を自己負担なしで受けることができます。また、それに要した旅費の支給を受けることができます。

＜請求方法＞
都道府県労働局長へ申請書を提出

その他の支援制度について

①頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護
　頭頸部外傷症候群等の傷病者で、精神又は神経に障害を残した方は、被災前の労働に従事することが困難な場合が少なくないことから、就業のための技能の習得を目的として教習等に出席するときは、教材費の一部が支給されます。

②労災はり・きゅう施術特別援護措置
　頭頸部外傷症候群等にり患した方に対し、その症状が固定した後における疼痛等の軽減のため、原則として１年以内の期間、１か月に５回を限度として、はり・きゅう施術を自己負担なしで受けられます。

③振動障害者社会復帰援護金
　振動障害により療養していた方が治ゆ（症状固定）したときに、給付基礎日額の120日分（65歳未満の場合は200日分）が一時金として支給されます。ただし、いずれの場合も300万円を限度としています。

④振動障害者雇用援護金
　振動障害が軽快した方又は治ゆ（症状固定）した方を振動業務以外の業務に再就労させた等の事業主に対し、①転換援護金、②訓練、講習等経費、③指導員経費が支給されます。

Ⅳ 会社の健康診断で異常の所見があると診断された場合

　会社で行われた労働安全衛生法に基づく定期健康診断等（「一次健康診断」といいます。）で、検査結果に異常があった場合、労災から再検査などの支援を受けることはできるのでしょうか。

　一定の項目で異常が認められた場合には、二次健康診断等給付により、二次健康診断と特定保健指導を自己負担なしで受けることができます。

二次健康診断等給付

＜支給要件のポイント＞
　労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のうち、直近のものにおいて、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があると診断された場合

＜支給内容＞
　二次健康診断と特定保健指導を自己負担なしで受けることができます。

＜請求方法＞
　一次健康診断を受けた日から３か月以内に健康診断給付病院等を経由して都道府県労働局長に請求書を提出

Ⅴ　Ⅰ～Ⅲに共通して当てはまる場合

私が勤務している会社では、普段、労災保険の手続きを庶務担当者が行ってくれますが、今回の事故は労災には当たらないとして、協力的でなく、事業主証明などの手続きを行ってくれないのですが、どうしたらよいでしょうか。

労災保険の手続きについては原則、被災された方が自ら行っていただくことで問題ありません。
会社が事業主証明を拒否するなどやむを得ない場合には、事業主の証明がなくても、労災保険の請求書は受理されますのでご安心ください。

かなり前に会社で発生した事故は、労災として認めてもらうことはできるのでしょうか。

原則として、各保険給付ごとに決められている時効を過ぎてしまうと給付を受けることはできません。それぞれの給付項目に時効の記載がございますのでご確認ください。

退職してしまったり、既に会社がなくなってしまった場合でも労災補償を受けることができるのでしょうか。

そのような状況であっても請求することができます。
なお、その場合は、事業主や会社の同僚の住所及び氏名を教えていただくようお願いすることがあります。

仕事中や通勤途中の交通事故で、事故の相手方が加入している自賠責保険などから保険金を受けた場合、労災保険からの支給は受けられるのでしょうか。



自賠責保険などから保険金の支払いを受けた場合、同一理由での労災保険給付は自賠責保険などから受領した金額を控除して支給されることになります。

なお、休業した場合や後遺症が残った場合に支給される特別支給金については、自賠責保険などからの支払いの有無にかかわらず支給されることになります。

Ⅵ　チェックシート

あなたに該当する補償内容は次のものです。

□ 療養（補償）給付	(P2)	□ 休業（補償）給付	(P3)
□ 休業補償特別援護金	(P4)	□ 遺族（補償）給付	(P5)
□ 葬祭料（葬祭給付）	(P6)	□ 長期家族介護者援護金	(P6)
□ 未支給の保険給付	(P7)	□ 労災就学援護費	(P8)
□ 労災就労保育援護費	(P8)	□ 傷病（補償）年金	(P9)
□ 障害（補償）給付	(P10)	□ アフターケア	(P10)
□ 介護（補償）給付	(P11)	□ 義肢等補装具の費用の支給	(P12)
□ 外科後処置	(P12)	□ 二次健康診断等給付	(P13)
□ その他（　　）			

(H22.3.31)